

入札・契約結果書

業務名 大王地区浸水対策詳細設計業務委託
業務場所 竹原市下野町
履行期間 着手 令和4年6月16日
完成 令和4年12月31日
委託料 ¥24,200,000—
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額¥2,200,000—)
受注者 日本工営株式会社 広島支店
広島県広島市中区八丁堀5-7
見積執行日 令和4年6月7日
契約の方法 随意契約
根拠規定 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号
随意契約の理由 本業務は、平成30年7月豪雨災害による、浸水被害の軽減を目的に緊急的な対策事業として、令和2年度に実施した「大王地区浸水対策事業基本・実施設計業務委託」に密接に関係する設計業務である。令和3年7月豪雨にて再度、同地区において浸水被害を受けたことで、県により本川河川改修事業が施工されることとなったことから、本川の河川管理者である広島県との協議を踏まえた既存計画の修正（管渠・ポンプ施設）及び付随する施設（雨水貯留施設）の追加設計を行うものである。当該地区は平成30年以降も浸水被害が発生しており、管渠や排水機場等の整備などによる浸水軽減対策の早期の効果発現が求められているなか、対策工事を早期に発注し、現在、立案中の広島県の河川整備計画と調整を図りながら、工事と並行して業務を速やかに進める必要がある。前回業務の実績により、地形や浸水状況、事業内容を熟知していること、成果品に含まれない経過や経緯の認知に加え、検討・調査で収集した資料データ等を保有していることから、業務を進めるうえで必要となる基本的な調査・検討事項の大半を省略でき、大幅な履行期間の短縮を図ることができる。以上のことから、前回受注業者である「日本工営(株)広島支店」に随意契約をすることで、本業務において、経費の縮減、履行期間の短縮及び、当該地区内における早期の工事着手が可能であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定による随意契約を行うものである。

契約締結日 令和4年6月15日

【見積結果】

予定価格（税抜き） ¥22,770,000—
最低制限価格（税抜き） ¥—

(単位：円)

| 見積回数 見積業者名 | 見積状況 | 摘要 |
|---------------|------------|----|
| | 見積 | |
| 日本工営株式会社 広島支店 | 22,000,000 | 落札 |

*見積状況の欄の金額の100分の10に相当する額を加算した金額が、法令上の見積決定価格である。

入札・契約結果書

工 事 名 砂防河川青田川埋塞土砂撤去工事
工 事 場 所 竹原市東野町
工 期 着手 令和4年6月29日
完成 令和4年9月30日
請負代金額 ¥2,163,700—
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額¥196,700—)
受 注 者 株式会社 舛田組
広島県竹原市吉名町2206-3
見積執行日 令和4年6月24日
契約の方法 随意契約
根拠規定 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
随意契約の理由 青田川と山田川が交差する箇所において、青田川の下流側で土砂が多く堆積し、水の流下が阻害されていた。また、青田川に堆積した土砂により青田川を流れる水が越水する形で山田川に流入している状況を確認した。このままでは、雨季を迎えた際に青田川の水が山田川に流入し、山田川が増水することによって、山田川の下流域では洪水が発生し、浸水被害が生じてしまう可能性がある。そのため、近隣で県の工事を施工している舛田組と随意契約を締結することで、土場を作業ヤードとして利用出来ることにより、土砂の搬出能力が増える等、緊急的な対応及び早期の工事完成が見込めるため。
契約締結日 令和4年6月28日

【見積結果】

予定価格（税抜き） ¥1,967,000—

最低制限価格（税抜き） ¥—

(単位：円)

| 見積業者名 | 見積回数 | 見 積 状 況 | 摘 要 |
|----------|------|-----------|-----|
| | | 見 積 | |
| 株式会社 舛田組 | | 1,967,000 | 落札 |

*見積状況の欄の金額の100分の10に相当する額を加算した金額が、法令上の見積決定価格である。